

(案)

10原委第43号
平成10年8月7日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

日本ニュークリア・フュエル株式会社における核燃料物質
の加工の事業の変更の許可について（答申）

平成10年4月8日付け9安（核規）第747号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条第3項において準用する同法第14条第1項第1号及び第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。